示

(

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、

む

青森県告示第八十一号

第二千八百九十一号

平成

(水曜日)二月六日

右 土地改良事業施行の同意 保安林の指定予定..... 障害福祉サービス事業者の指定. サービス事業の廃止の届出...... 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定........ 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 介護保険法による居宅サービス事業者の指定....... 字区域の変更...... 告 目 同 告 示 次 (障害福祉課) 県中 振市 保高 険 険 福 政 同 同 興町 同 同 同 課) 局域 課祉 課村 <u>.</u> : : : : : : : : : ᄁᄓ 껃 \equiv 三 =

> 項の規定により告示する。 つ市長からむつ市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二

平成二十年二月六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

小班で、

測量法

る区域を大字大平字荒川に編入する。 和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示 点から三四の点までの点を順次連結する線及び三三の点と三四の点を結ぶ線で囲まれ (平成十四年告示第九号) で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の三三の むつ市大字大平字荒川山国有林二八林班ち小班、二八林班ほ「

むつ市大字大平字荒川 三八 四九 四八 四七 四六 四 五 四四四 四三 四 五〇 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 X 座標 X 座標 X 座標 X 座標 Y座標 X 座標 X座標 X座標 X 座標 X 座標 X 座標 X座標 Y 座標 Y座標 Y 座標 Y 座標 Y 座標 Y 座標 Y 座標 Y座標 + + + + + + + + 一四四七一三・九六メートル + + 一四四六八二・四七メートル 二五七七二・二二メートル 四四六四三・四五メートル 四四六〇七・二一メートル 二五八二二・八二メートル 四四六七二・五八メートル 二五七四九・三六メートル 四四六八八・七一メートル 二五九五一・〇一メートル 四四六三五・六一メートル 二五九三五・三七メートル 二五九一五・七四メー 四四六〇二・八九メー 二五九〇一・四八メートル 二五八九一・〇六メートル 四四六四三・七九メートル 四四六五〇・五九メートル 四四六八三・九八メー 二五七四一・七七メートル 二五八六四・一六メートル ・トル

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		三四		五		三六		三七	
{		点		点		点		点	
	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標	X 座 標	Y 座 標
	<ul><li>+ 二五七五五・二二メートル</li></ul>	+ 一四四七二六・五八メートル	+ 二五八二三・七四メートル	+ 一四四七三一・六二メートル	+ 二五八七五・九八メートル	+ 一四四七一八・一二メートル	+ 二五九三一・三一メートル	+ 一四四七〇二・六七メートル	+ 二五九六二・一六メートル

## 青森県告示第八十二号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定にのとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により、次介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

#### 平成二十年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所和 四三の四	氏 名 所在地又 主たる事	指定居宅サービス事業者	
家通 ノ村 上大	は務 住所 所の	業者	
訪問介護	類ビ居 スのサー 種		
事業 所和 和	名	行居	
ビス	称	モサービ	
ノ大下 上字北	所	ずこ ス 業事	
四白郡三糠東	在	業所を	
の字通 四家村	地		
<b>○平</b> 一成 三	年指 月 日定		

## 青森県告示第八十三号

サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条の規定により、次の指定居宅

平成二十年二月六日

八条第二号の規定により公示する。

丰
Ħ
*
森
ıĦ
둤
4
一
=
ᄍ
44
弗
-11-
Л
<b>′</b> ,`
+
<del></del>
νu
=
묻

五条第二号の規定により公示する。介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅

### 平成二十年二月六日

青森県知事	
Ξ	
村	
申	
吾	

<b>青森保健生活協</b>	<b>青森保健生活協</b>	氏名 称 又 名は	指定居宅介護
丁目九の二青森市東大野二	丁目九の二青森市東大野二	所 在 地主たる事務所の	['] ['] ['] ['] ['] ['] ['] [']
みれ ケアサポー トす	院あおもり協立病	名称	行う東
目一〇の二 青森市中央三丁	丁目一の一〇	所 在 地	事業所
"	元 <b>平</b> 二· 三	年廃 月 日止	

青森県知事 三 村 申 吾

11	字山崎四四の九	事問希 業入分 所介 証 護	介訪 護問 浴	字山崎四四の九沢	人社 博福 会 法
一九• 二• 三	番町三〇の六の六五	あおぞら ンポーション	訪問介護	番町三〇の六の六	有限会社あ
"	町一六の一	鷹足町 スセンター ビ	通所介護	町一六の一	会人社会リープ
元 <b>平</b> 一成 一 元	町二一一の五一一の五	土 スセンター リー ビ	通所介護	一五一 弘前市大字新町	誠会 医療法人聖
年月日	所 在 地	名称	類と	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又 名は
廃 止	事業所	行居宅サー	ご居 ス宅 ロサー	指定居宅サー ビス事業者	指定居宅#

陽会福祉法人博	医療法人昆仁会	社団法人慈恵会
字山崎四四の九別前市大字小沢	の八九 町字桔梗野上三八戸市大字市川	一三 字近野一四五の の 子変田
所 完介護支援事業 院会希望ケ丘居 社会福祉法人博	護支援センターききょう居宅介	照苑 老人保健施設青 力ニット型介護
字山崎四四の九別の九沢	の八九 町字桔梗野上三八戸市大字市川	字野木和四五
一 九 二 三 三	100	"

## 青森県告示第八十五号

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、 次

平成二十年二月六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

氏名 称 又 名は	サ指 I 定 ビ介
所在地又は住所	ス事業者防
の [†] 種類 類	ナ介 ( 道 ( で ( で ( で ( で ( で ( で ( で ( で ( で
名	事介
称	業護 を予
所	行防うサー
在	争・ 業ビ 所ス
地	,,,,,
年指月日定	
	名 所在地又は住所 名 称 所 在 地 年月

## 青森県告示第八十六号

同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。 介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五の規定により、 次の指定

平成二十年二月六日

# 青森県告示第八十七号

人 博 陽 福 社 法

字山崎四四の九弘前市大字小沢

介訪介 護問護 入予 浴防

事問希 業入望 所浴ケ丘 護訪

字山崎四四の記

九沢

有限会社あ

番町三○の六の六五

訪問 問 所 護 防 護 防

あおぞら ンポース

番町三〇の六十和田市西十五

元平 三成 三

氏名

称

又

名は

所在地又は住所主たる事務所の

名

称

所

在

地

年廃 月 日止

サ指

ビ介

ス 事

業予 者防

事介

事業を行う事!!

業ビ所ス

のサー 介護 類 どう ス防

定

規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、

平成二十年二月六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

ゆ活特 み動定	名	事指
の法非 会人営 あ利	称	定障害
桃一前三 子二西戸 一七六郡	所主たる	業社   サー
号八丁階 メ目上 ゾ九町 ンの蒼	在事 務 所 地の	ザービ 者ス
支就 援労 B継 型続	の [†] 種類 類	ナ障   害 ご福 ス祉
房す ま い	名	事障害
る エ	称	福 社 社
一前三 二西戸	所	業 単 ビ ス
八六郡 五丁階 目上	在	ス を 行
九町 の蒼	地	所う
三平 • 成 □ 一	年月日	指定

## 青森県告示第八十八号

二百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和二十六年法律第

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

平成二十年二月六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

土地改良事業施行の同意

保安林予定森林の所在場所

保安林指定の目的

西津軽郡深浦町大字松神字下浜松三二の六 (次の図に示す部分に限る。)

土砂の崩壊の防備

指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。 立木の伐採の限度

水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

公

青

土地改良事業施行の同意

公告する。 替えて準用する同法第十条第一項の規定により、弘前市に係る次の土地改良事業の施 行に平成二十年一月二十四日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において読み

平成二十年二月六日

中南地域県民局長

九

戸

眞

樹

事業名 基盤整備促進 (農業用用排水施設整備

地区名 大堰

公告する。

替えて準用する同法第十条第一項の規定により、弘前市に係る次の土地改良事業の施 行に平成二十年一月二十四日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において読み

平成二十年二月六日

事業名 基盤整備促進(農業用用排水施設整備

県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行 中南地域県民局長 九 戸 眞

樹

地区名 古沢堰

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)